

岡崎市生ごみ減量化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみの排出抑制や減量化意識の高揚を図るため、生ごみ処理機器を購入した者に対し予算の範囲内において岡崎市生ごみ減量化促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、家庭から出る生ごみの減量化を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機器」とは、生ごみを堆肥化又は減量する機器であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 底部がなく、水分が地中に浸透する構造及び材質で造られたもの又は手動攪拌等により通風、保温し堆肥化を行うことができる構造のもの
- (2) 電気を使用し、微生物、培養基材等を利用して生ごみを分解する機能又は温風乾燥方式等の機械装置により生ごみを堆肥化又は減量する機能を有するもの

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人で次に掲げる要件を全て満たす個人(以下「個人」という。)とする。

- (1) 購入した生ごみ処理機器によって生ごみを堆肥化又は減量することが確実であると認められること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

2 個人への生ごみ処理機器の購入に対する補助は、第2条第1号に該当するものは1世帯についてそれぞれ2基までとし、同条第2号に該当するものは1世帯について1基のみを補助する。さらに買換えの場合は、補助を受けてから3年以上が経過し、使用不能と認められる場合に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の規定に該当するものを購入する場合は、購入価格の100分の45に相当する額(1,000円未満切捨て)とし、1基につき4,000

円を限度とする。

- (2) 第2条第2号の規定に該当するものを購入する場合は、購入価格の100分の45に相当する額（1,000円未満切捨て）とし、27,000円を限度とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、購入日から60日以内に様式第1号による岡崎市生ごみ減量化促進に関する補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）に生ごみ処理機器の領収書及び納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請の期限は購入年度の3月31日までとする。

2 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において行う。

（交付決定及び補助金額の確定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、様式第2号による岡崎市生ごみ減量化促進に関する補助金交付決定兼確定通知書でその旨を申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

（不当利得の徴収）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 申請者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付があった日から3年を経ないうちに他の者に転売又は貸与したとき。
- (3) その他市長が不当と認めるとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に生ごみ処理機器を購入した者に係る補助金の交付申請について適用する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。